

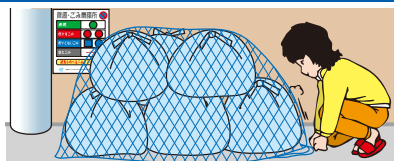
こんな場合はどうするの？

集積所の利用や管理について

集積所はご利用する皆さんの共同管理となります。よくお話し合いのうえお使いください。新設や分割を希望する場合は皆さんの合意のもと、管轄の清掃事務所にご連絡ください。

飛散防止・カラスなどの対策が必要な場合

集積所ごとに飛散防止・カラス・持ち去り対策として、集積所用ネットを貸し出しています。集積所を利用している方の中から管理していただく方を決めて清掃事務所にお申し込みください。



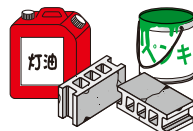
ごみを大量に出す場合

家庭から出るごみを集積所に出す際は一度に45ℓ袋3袋までです。引っ越し、植木の刈込みなどで**臨時的に大量にごみを出す場合は有料です**。詳しくは清掃事務所にご相談ください。

有害なもの、危険なもの、悪臭を発するものの場合

次のものは、区では収集できません。

1. 有毒性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
ガスボンベ、揮発油(ガソリン・塗料)、廃油、灯油、火薬、バッテリー、ボタン電池、家電リサイクル法対象商品以外のフロンガス・代替フロン使用製品
 2. 処分場の管理又は処分作業に支障をきたすおそれがあるもの 消火器、金庫、薬品類
 3. その他 自動車、オートバイ、タイヤ、土、石、砂、ブロック、建築廃材など
- 購入店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。
不明な点は清掃事務所にお問い合わせください。



ごみを集積所まで持って行けない場合

ご自身でごみや資源を集積所に出すことが困難な場合(65歳以上のひとり暮らし、または世帯全員が65歳以上の世帯、身体障害者のみの世帯)には、ご自宅まで職員が収集に伺います。詳しくは清掃事務所にお問い合わせください。

犬、猫などの動物死体処理でお困りの場合

家庭の25kg以下の飼い犬や飼い猫、敷地内で亡くなった動物の死体処理については、清掃事務所までご連絡ください(有料)。飼主、管理者等の届け出により清掃事務所が有料で引き取り、業者へ引き渡します。

古紙やアルミ缶などの集団回収を始めたい場合

家庭から出る古紙やアルミ缶などの資源は「集団回収」を利用しましょう。リサイクル意識が高まるこの活動には、区内の町会・自治会、子ども会、PTAなど約700の団体が集団回収登録団体として活動しています。

あなたの地域やマンションなどでも、集団回収を始めませんか。
区へ登録するとさまざまな支援制度があります。
詳しくは、清掃課資源循環推進係(03-5662-1689)へお問い合わせください。

江戸川区AIチャットボットをお使いください

ごみの収集日、出し方などの案内ができます。

URL

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e025/kurashi/gomi_recycle/kategomi/chatbod.html



問い合わせ

小岩清掃事務所 東小岩1-7-7 03-3673-2551
小松川清掃分室 平井1-8-8 03-3684-6060

葛西清掃事務所 臨海町4-1-2 03-3687-3896
清掃課清掃事業係 中央1-4-1 03-5662-8434